



2019/20 年度タックスリターンに関する重要情報

Japanese | 日本語

JobKeeper

あなたが雇用者から JobKeeper 給付金を受け取ったとしても、タックスリターンのやり方は例年と全く変わりません。支払われた給付金はあなたの所得計算書の賃金に加えられます。

所得計算書には myGov からアクセス出来ます。一般的に、この情報は 7 月末までにあなたのタックスリターンに自動的に追加されます。納税管理人を使用する場合、その納税管理人もこの情報にアクセス出来ます。

JobKeeper 給付金を受け取った個人事業主は、この給付金を課税事業所得に含める必要があります。個人事業主の場合、この情報は自動的に追加されませんので、受け取った JobKeeper 給付金があれば、忘れずにそれをタックスリターンで申告してください。

JobSeeker

あなたが JobSeeker 給付金を受け取った場合、ATO は、準備ができ次第、質問 *Government Payments and Allowances* を通じてあなたのタックスリターンにこの情報を追加します。この情報が追加される前にタックスリターンを行う場合、忘れずに自分で追加するようにしてください。

追加せずにタックスリターンを行うと、処理に余計な時間が掛かってしまう場合があります。

休業給付金

従業員の中には、COVID-19 の影響で仕事が臨時休業となり、1 回だけの給付金または定期給付金を受け取った方がいるかもしれません。そのような方は、給付金が所得計算書およびタックスリターンの賃金に含まれていることを確認してください。

また、所得補償、傷病・災害保険の給付金、解雇手当、休業手当もタックスリターンで申告する必要があります。タックスリターンの指示に、こうした金額の追加方法が説明されています。

退職年金（スーパー）の早期引き出し

COVID-19 特別措置を利用して退職年金の早期引き出しを行った場合、これをタックスリターンで申告する必要はありません。この特別措置により早期に引き出した退職年金は非課税です。

在宅勤務の経費

ATO は、2020 年 3 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日までの期間について適用される臨時の「ショートカットメソッド」を発表しました。

このショートカットメソッドは、COVID-19の影響で在宅勤務経費が発生している方を助けるための措置です。ショートカットメソッドを使うと、在宅勤務1時間あたり80セントを経費計上できます。全ての控除対象経費が対象となり、同じ家で在宅勤務する複数の人が利用できます。

ショートカットメソッドを用いて在宅勤務経費を計上する場合、タックスリターンの質問「その他の仕事関連経費」にその額を含め、さらに「COVID-hourly rate」と記さなければなりません。在宅勤務時間は証拠として記録に残しておく必要があります。

また、従来の方法で在宅勤務経費を計算することもできます。なお、ショートカットメソッドを使用する場合、その他の在宅勤務経費を同時に計上することはできません。

防護服

COVID-19の流行中、客と物理的に接触する仕事に従事する方は、自費購入し、雇用者による払い戻しを受けていない手袋、マスク、殺菌剤、抗菌スプレー等の物品を経費計上できる場合があります。医療、小売、ホスピタリティ等の業界がその対象です。

関係ない期間に関しては計上する額を減らす

在宅勤務を開始した、勤務時間が減った、または今年仕事を辞めた場合、クリーニングや交通費といった経費を減額して計上する必要があるかもしれません。

経費として計上するには、あなたがその額を既に支出しており、払い戻しを受けていないこと、あなたの収入に直接関連する支出であること、そしてそれを証明する記録があることが条件となります。

詳細情報

詳細はATOのウェブサイトをご覧ください - ato.gov.au/otherlanguages.

登録税理士に相談することもできます。

資料（英語）

- [What is income?](#)
- [Deductions you can claim](#)
- [Lodging your tax return](#)
- [Finding a registered tax agent](#)
- [Records you need to keep](#)

免責事項：この情報は一般的な要約であり、2020年6月10日現在のものです。

この資料を自由にコピー、適応、送信および配布することができます（ただしATOまたはCommonwealthがあなたのサービスまたは製品を承認しているかのような方法をとらないでください）。

例

例 1 - JobKeeper 給付金を受給する労働者

ジョーはカフェで働いています。COVID-19の影響で売り上げが落ちたため、このカフェは、ジョーのために JobKeeper 給付金の手続きをとりました。

カフェはテイクアウトのみで営業を続け、ジョーにはシフトで使用する除菌用ハンドジェルが支給されています。彼はマスクを自費で購入しましたが、その払い戻しは受けていません。ジョーはタックスリターンでこのマスクを経費計上し、購入の証拠としてレシートを保管しています。

また彼は、所得計算書の賃金が、カフェを通じて受け取った JobKeeper 給付金を含め、最新のものに更新されていることを確認します。ジョーは、タックスリターンで全ての賃金を申告する必要があります。一般的に、賃金は ATO によって 7 月末までに彼のタックスリターンに自動的に追加されますが、これには JobKeeper 給付金も含まれます。

例 2 - 在宅勤務する IT コントラクター

チェンはコンピューターの問題を解決する会社で働いています。時々、チェンは自分の車を運転してオフィスからクライアントの所に向いてサポートを行います。COVID-19の影響で、彼女は 3 月 23 日から在宅勤務となり、以来、クライアントのサポートは電話で行っています。チェンはヘッドフォンと文房具を新たに購入しました。在宅勤務により彼女の電話代とインターネット代が増えています。

チェンは、ショートカットメソッドを利用して、1 時間あたり 80 セントを在宅勤務経費として計上することにしました。彼女は勤務時間表を基に、3 月 23 日から 6 月 30 日までの期間の勤務時間を計算します。

タックスリターンでは、実際に発生したオフィスからクライアント宅までの自動車費用のみを経費計上します。今年、チェンは約 3 ヶ月間在宅勤務となり、その間のクライアントサポートはほぼ電話によるものだったため、今年の自動車経費は昨年と比べて少なくなります。

免責事項：この情報は一般的な要約であり、2020年6月10日現在のものです。

この資料を自由にコピー、適応、送信および配布することができます（ただしATOまたはCommonwealthがあなたのサービスまたは製品を承認しているかのような方法をとらないでください）。